

## 地方独立行政法人長野県立病院機構 役員報酬規程の一部改正について

### 1 改正の内容

○役員賞与の支給月数の引上げ

(単位：月)

区分	改正前	改正後(23.12.1適用)	改正後(24.4.1適用)
6月期	1.35	1.35	<u>1.40</u>
12月期	1.50	<u>1.60</u>	<u>1.55</u>
計	2.85	<u>2.95</u>	2.95

### 2 改正の理由

- ①地方独立行政法人法第56条第1項の規定により準用する、同法第48条第3項の規定では、一般地方独立行政法人の役員報酬は、国や地方公共団体の職員の給与等を考慮して定めることとされている。
- ②長野県立病院機構では、平成23年10月に行われた長野県人事委員会の勧告に沿って行われた、県の職員及び県の常勤の特別職の賞与の引上げに準じ、役員賞与の引上げを行った。

### 3 施行期日

平成23年12月1日及び平成24年4月1日

### <参考>

- 役員報酬等の支給基準を変更したときは、知事に届け出なければならない  
(法第48条②、法56条①)
- 知事は、届出があったときは、評価委員会に通知するものとする  
(法第49条①、法56条①)
- 評価委員会は、通知を受けたときは、支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、知事に対し、意見を申し出ることができる  
(法第49条②、法56条①)